

高鍋町第三者承継等 支援事業補助金

補助対象予定件数：2件

※事業予算額に達した時点で終了いたします。

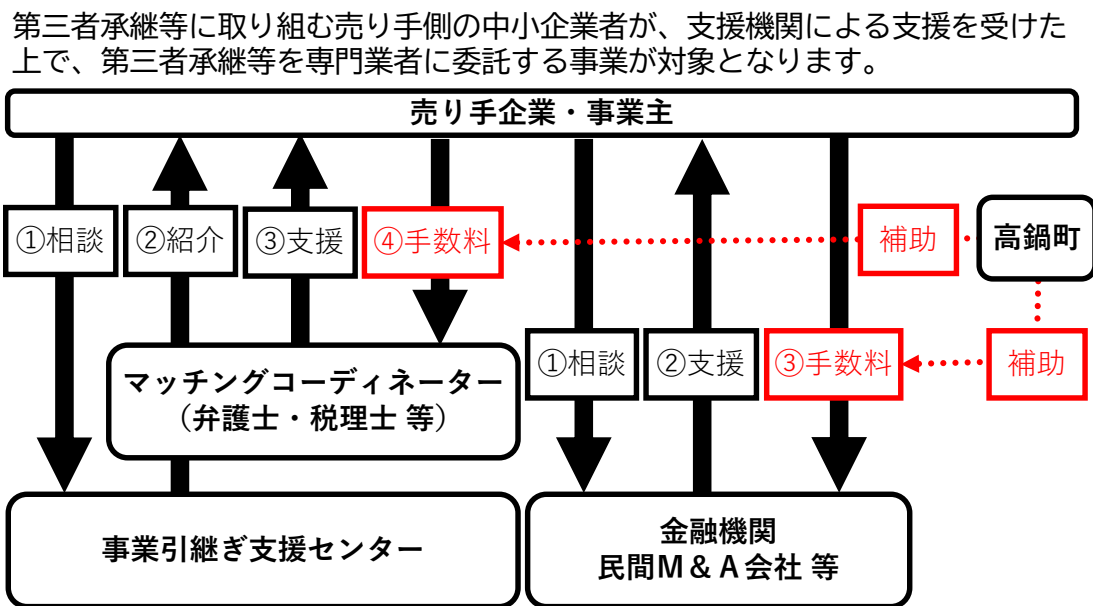
制度 目的

町内の中小企業者の方で第三者承継等をお考えの方に、円滑な事業承継を支援するため、事業承継に係る費用の一部を補助します。
※第三者承継等とは、M&A・従業員承継等により第三者に経営権を譲渡することをいいます。

補 助 対象者

- 町内で第三者承継等に取り組む事業者で、次の①～⑥の全てに該当する方
- ① 売り手側が、町内で事業を営んでおり、第三者承継等に取り組む中小企業者であること
 - ② 買い手側が、第三者承継等を行った後も引き続き町内で事業を営むこと
 - ③ 暴力団等の関係者でないこと
 - ④ 風営法に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業を行う事業でないこと
 - ⑤ 補助金と同一の内容で国（独立行政法人を含む。）又は地方自治体の他の補助金又は助成金の交付を受けていないこと
 - ⑥ 町税を滞納していないこと

補助対象 事業



補助率 限度額

補助対象経費合計額の **2/3** 以内、補助金の限度額 **30万円**

補助対象 経 費

対象経費	内容
弁護士、税理士などのマッチングコーディネーター、民間金融機関、民間M&A仲介業者等との委託契約に係る経費	着手金、マッチング登録手数料等 ※成功報酬を除く
企業価値評価に要する経費	株価の評価に係る費用、不動産鑑定に係る費用等
事業引継ぎに係る資料作成費用	企業概要書作成に係る費用、事業承継計画の策定に係る費用等

お問合せ

高鍋町役場 地域政策課 商工観光係
Tel：0983-26-2015 Fax：0983-23-6303



高鍋町HP



▲こちらをチェック